第四十一条第一項中「同規則第４改訂版補足第６改訂版」を「同規則第４改訂版補足第７改訂版」に、同条第二項及び第三項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

第四十四条第二項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

第四十四条の二第二項中「協定規則第23号補足第19改訂版」の下に「の規則」を加え、「5.4.1.規定」を「5.4.1.の規定」に改め、同条第三項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

第四十五条第一項を次のように改める。

車幅灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（次号に掲げるものを除く。）に備える車幅灯にあっては、別添58「車幅灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表１の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表２の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表２の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添58「車幅灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.から3.6.、5.1.括弧書、5.2.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、6.の規定中「白色又は橙色」とあるのは「白色」と、それぞれ読み替えるものとする。

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添58「車幅灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、この場合において、別添58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表１の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表２の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表２の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添58「車幅灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.から3.6.、5.1.括弧書、5.2.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、6.の規定中「白色又は橙色」とあるのは「白色」と、それぞれ読み替えるものとする。

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

四　カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える車幅灯にあっては、別添58「車幅灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.から3.6.、5.1.括弧書、5.2.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、6.の規定中「白色又は橙色」とあるのは「白色」と、それぞれ読み替えるものとする。

第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び第二項並びに第四十八条第二項、第三項及び第四項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

第四十九条第一項中「別添63「番号灯の技術基準」に定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　普通自動車であって、車両総重量が８ｔ以上のもの、最大積載量が５ｔ以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則5.、6.、7.、8.及び9.のうち種別２ｂに係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号補足第17改訂版の規則5.、6.及び9.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第４号補足第17改訂版の規則10.2.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則5.6.1.及び5.6.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　自動車（前号、次号及び第四号に掲げるもの並びに最高速度20km／ｈ未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則5.、6.、7.、8.及び9.のうち種別２ａに係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号補足第17改訂版の規則5.、6.及び9.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第４号補足第17改訂版の規則10.2.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則5.6.1.及び5.6.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

四　カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯にあっては、別添63「番号灯の技術基準」に定める基準とする。